

『生命と科学技術の倫理学』お詫びと訂正

丸善出版株式会社

(2016. 4. 8)

本書 228 ページの下から 7 行目から 229 ページ上から 17 行目までの内容に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、ここに以下の通り訂正申し上げます。

(4) 動物実験関連

①「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(文部科学省告示、2006 年)

これは「動物の愛護及び管理に関する法律」の 2005 年改正を踏まえて策定された告示で、この中で動物実験委員会の設置が求められた。既出の「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」および「農林水産省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」と内容的にはほぼ同一。

動物実験関連の指針の背景には以下のものがある。

②人を対象にした医学研究に関する倫理規範で、その中で動物実験に言及した「ヘルシンキ宣言」(1964 年)および「CIOMS 倫理指針」(1982 年)。

③動物実験に関する倫理規範で 3R の原則に言及した「CIOMS 倫理原則」(1982 年、これの 2012 年改訂版が「CIMOS-ICLAS の国際原則」)およびボローニャ宣言「動物実験の削減、改善及び置換え代替法及び実験動物に関する結論と勧告」(第 3 回生命科学における代替法と動物使用に関する世界会議において採択、1999 年、イタリア、ボローニャ)。

また、これらの宣言、指針、原則を受けた法律、告示や通知には以下のものがある。

④「動物の愛護及び管理に関する法律」(1973 年、最終改正：2014 年)

⑤「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(環境省告示、2006 年)

⑥「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(環境省告示、2006 年)

⑦「大学等における動物実験について」(文部省学術国際局長通知、1987 年、これの 2006 年改正版が①の「基本指針」)

以上